

平成25年4月8日
産業創出課

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の第9次公募 (警戒区域等見直し地域等向け) について

本県において、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」に係る第9次公募(警戒区域等見直し地域等向け)を実施しますのでお知らせします。

記

1 事業の目的

原子力発電所事故に伴って設定された警戒区域等については、震災後2年以上が経過し、順次区域見直しが進み、計画的な除染や生活インフラの復旧・整備等、住民の帰還、地域の再興に向けた取り組みが始まっている。

こうした状況を踏まえ、対象区域に帰還(区域内の移転を含む。)して現地で事業再開に取り組むグループを支援することにより当該区域の復旧・復興の一層の促進を図ることを目的とする。

2 事業概要

被災地域の中小企業等で構成されるグループ(以下の①～⑤のいずれかに属する)が復興事業計画を策定し、地域経済・雇用等に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設及び設備の復旧整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に対して経費の一部を補助するものです。

- ① サプライチェーン型：サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしているグループ
- ② 経済雇用効果大型：事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いグループ
- ③ 基幹産業型：一定の地域において経済的、社会的に基幹となる産業群を担うグループ
- ④ 商店街型：地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担っているグループ
- ⑤ コミュニティ再生型：住民生活に不可欠な生活環境の整備や雇用機会の提供を行うグループ

※平成25年度からの制度の変更点

- ・施設、設備の復旧のほか、地域の商業機能の復旧促進、賑わい創出のための事業(共同店舗の新設や賑わいづくりイベントなど)を対象に加えます。
- ・交付決定後に行われる事業に限られます。(遡及適用なし。)

3 補助率

中小企業者： 補助対象経費の 3/4以内 (国1/2 県1/4)
中小企業者以外： 補助対象経費の 1/2以内 (国1/3 県1/6)

4 公募期間

平成25年4月8日(月)～4月26日(金)

【お問い合わせ先】
商工労働部 産業創出課
電話024-521-7283